

2025年5月27日

株 主 各 位

第159回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

マツダ株式会社

目次

1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	・・・ 1頁
会計監査人の状況	・・・ 2頁
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議及び運用状況の概要	・・・ 3頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	・・・ 9頁
連結注記表	・・・ 10頁

3. 計算書類

株主資本等変動計算書	・・・ 22頁
個別注記表	・・・ 23頁

1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の数 (保有者数)		目的である 株式の種類 及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間
	取締役 (監査等委員 を除く。)	監査等委員 である取締役				
2016年度新株予約権 (2016年7月29日)	87個 (4名)	18個 (1名)	普通株式 10,500株	1株当たり 1,327円	1株当たり 1円	2016年8月23日から 2046年8月22日まで
2017年度新株予約権 (2017年7月27日)	93個 (4名)	22個 (1名)	普通株式 11,500株	1株当たり 1,336円	1株当たり 1円	2017年8月22日から 2047年8月21日まで
2018年度新株予約権 (2018年7月26日)	146個 (5名)	28個 (1名)	普通株式 17,400株	1株当たり 1,027円	1株当たり 1円	2018年8月21日から 2048年8月20日まで
2019年度新株予約権 (2019年8月1日)	164個 (4名)	37個 (1名)	普通株式 20,100株	1株当たり 650円	1株当たり 1円	2019年8月21日から 2049年8月20日まで
2020年度新株予約権 (2020年7月31日)	331個 (4名)	74個 (1名)	普通株式 40,500株	1株当たり 415円	1株当たり 1円	2020年8月19日から 2050年8月18日まで
2021年度新株予約権 (2021年7月30日)	614個 (6名)	—	普通株式 61,400株	1株当たり 968円	1株当たり 1円	2021年8月18日から 2051年8月17日まで
2022年度新株予約権 (2022年7月29日)	282個 (6名)	—	普通株式 28,200株	1株当たり 1,099円	1株当たり 1円	2022年8月23日から 2052年8月22日まで
2023年度新株予約権 (2023年7月21日)	320個 (6名)	—	普通株式 32,000株	1株当たり 1,032円	1株当たり 1円	2023年8月10日から 2053年8月9日まで

- (注) 1. 社外取締役は、新株予約権を保有しておりませんので、上記表中の「取締役（監査等委員を除く。）」及び「監査等委員である取締役」には、社外取締役は含みません。
2. 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、いずれも執行役員在任中に付与されたものです。
3. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員、フェロー及びこれらに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとしております。
4. 2024年6月25日開催の第158回定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。そのため、当期におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 会計監査人としての報酬等の額	230百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	298百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画が、当社グループのリスクを踏まえた効果的かつ効率的な計画であり、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.、マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダオーストラリアPty.Ltd.、マツダ(中国)企業管理有限公司、マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.、マツダパワートレインマニユファクチャリング(タイランド)Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、その事実に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案といたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する 取締役会決議及び運用状況の概要

(1) 体制の整備に関する取締役会決議の概要

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査等委員会から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ・ 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ・ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。
- ・ 内部監査部門は、内部監査等を通じて、各部門におけるリスク管理状況を確認・評価するとともに、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ・ 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ・ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・ マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。

- ・コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。
 - ・法令及びマツダ企業倫理行動規範に照らし、不適切な行為等があった場合、又はその疑いがある場合の通報窓口としてマツダ・グローバル・ホットライン（以下「ホットライン」という。）を設ける。ホットラインは、匿名による通報を受け付けるとともに、通報窓口を第三者機関（弁護士）にも設ける。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・子会社に対して、関連規程に従い、特定の事項、重要な業務上の課題等の解決について、当社への事前の報告又は当社の同意を得ることを求める。
 - ・子会社に対して、リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、リスクマネジメントに適切に取り組むように指導・支援を行う。
 - ・子会社に対して、当社グループの中長期の経営計画及び年度毎の事業計画、その他当社の政策と方針を展開するとともに、これらに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。子会社に随時発生する重要な経営上の諸問題を解決するための指導・支援を行う。
 - ・子会社に対して、マツダ企業倫理行動規範を展開するとともに、これに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。監査等委員会及び内部監査部門は、法令・定款の遵守状況やリスク管理状況について適宜、グループ会社監査を行う。
- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
監査等委員会の職務を補助する組織を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さない従業員（以下「監査等委員会スタッフ」という。）を置く。
- ⑦ **上記⑥の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査等委員会スタッフの人事異動及び人事評価については、人事部門は監査等委員（常勤）と事前協議を行う。
 - ・監査等委員会スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧ **当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

- ・取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査等委員会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査等委員会に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、子会社の取締役、執行役員、監査役及び内部監査に携わる従業員に対して、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及びその他監査等委員会が取締役及び執行役員と協議して定める事項についての報告を求め、これを監査等委員会に報告する。
- ・内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果等について定期的に監査等委員会に報告する。
- ・ホットラインにより、当社及び主要な子会社の従業員等からの通報を受け付けるとともに、通報の状況等について定期的に監査等委員会に報告する。
- ・ホットラインへの通報者や調査に協力した者及び前各号により監査等委員会に報告をした者に対する報復や不利益取扱を行わないことを当社グループの役員及び従業員等に周知徹底する。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査等委員会はその年間計画に従って取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の職務執行の監査を行う。
- ・監査等委員（常勤）は、経営会議その他の重要会議に出席する。
- ・監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。
- ・監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ・監査等委員（常勤）及び当社グループの大会社の常勤監査役をメンバーとする会合を定期的に開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

(2) 運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づいて、体制を整備し、その適切な運用に努めています。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

なお、監査等委員会及び内部監査部門は、内部統制の有効性を継続的に監査しています。また、運用状況は、取締役会に報告されています。

① リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する取り組み

- ・リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント、コンプライアンスの運用状況を把握し、評価いたしました。また、当社及び子会社におけるリスクの一層の見える化とリスク管理活動の強化に取り組んでおり、半期毎に進捗をリスク・コンプライアンス委員会で確認するとともに、その内容を取締役に報告しています。
- ・当期も引き続き、「リスクを早期把握/未然防止するための仕組みの確立と確実な運用」並びに「企業活動において当社グループ共通で守るべきルール of 明確化及び当該ルールに基づく主体的なリスクマネジメント活動の強化」に向けて、当社グループが一体となった盤石なリスクマネジメントの基盤構築に取り組んでいます。
- ・当社及び主要子会社の従業員に対して、啓発ポスターやイントラネットなどを通じてホットラインの通報窓口（社内及び第三者機関）を周知するとともに、通報を受け付け、適切に対応しています。当期は、当社及び関係会社の従業員とホットラインの運用実績を共有するなど、ホットラインの認知度と信頼性の向上に努めています。
- ・経営上の重大な不正又は損失に関する情報が職制を通じて確実に伝達され、迅速かつ円滑な対応が行われるよう、報告プロセスの継続的な周知徹底を行っています。
- ・全社から抽出されたリスク等について、全社レベルのリスクを主管する部門が協議し、新たに発生するリスク等の確認と必要な施策を検討し、リスクの低減に努めています。
- ・当社役員及び従業員に対して、コンプライアンスに係る啓発活動（業務内容・職務等に応じた集合研修・オンライン研修、eラーニングを活用した自主的な学習機会の提供、定期的な情報発信等）を継続的に実施しています。
- ・独占禁止法及び下請法遵守の取り組みとして、統一的な業務管理を実現するシステムの適切な利用を推進するとともに、定期研修や内部監査の取り組みを継続しています。また、部品・原材料等の価格転嫁の円滑化に向けた当社の方針を明らかにし、対応状況をモニタリングしています。
- ・全社情報セキュリティ責任者である役員の下で、全社グローバルの情報セキュリティについて審議する情報セキュリティ委員会が、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティリスクを認識したうえで、経営会議に改善計画を上程し、継続的に改善を進めており、その内容を取締役に報告しています。製品のサイバーセキュリティ品質向上のため、日米の業界内で検知したセキュリティ情報やベストプラクティスを踏まえた対応を進めています。

- ・情報セキュリティの啓発活動として、当社の従業員には、「機密情報管理」、「個人情報保護」及び「ITセキュリティ」の教育の受講を義務づけています。また、イントラネットで情報セキュリティに役立つさまざまな知識を習得できる専用サイトを設けるなど、継続的な啓発活動を行っています。グループ会社には、情報セキュリティに関するガイドラインの展開やツールの提供を含めた教育支援を行い、当社グループ全体で情報セキュリティの確保に取り組んでいます。
- ・大規模災害時、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や、取引先が被災した場合の当社の初動対応等を含め、緊急時に行うべき活動を取り決め、継続的に検証と改善を図っています。また、大規模災害を想定した初動訓練を計画的に実施しています。
- ・2024年6月3日公表の型式指定申請における不適正事案の再発防止策の一環として、i) 試験が認証法規に準拠した状態で実施されたかをチェックする仕組み及びガバナンス体制の再整備、ii) 認証法規に準拠した試験を適正に実施するための手順書の見直し・教育・実践の徹底、iii) 認証法規に準拠した試験条件を安定的に満たす設備の整備強化に取り組んでいます。

② 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

- ・経営計画に基づいて予算を設定するとともに、進捗を確認しています。
- ・取締役会規程に定める付議事項に該当するすべての案件を取締役に付議しています。
- ・職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づいて執行役員間の役割分担を行うとともに、執行役員へ権限を委譲しています。
- ・取締役会の年間付議スケジュールを策定するとともに、社外取締役に対して、取締役会に付議する案件について事前に十分な説明を行うことにより、取締役会の審議の充実、効率化を図っています。
- ・取締役会の実効性を高めるため、取締役会出席者は、調査票に基づく自己評価を行うとともに、取締役会における審議・運営の現状分析と今後の改善策について議論を行い、改善に向けた取り組みを実施しています。

③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ・子会社におけるリスクマネジメント、コンプライアンスの取り組み状況、ホットラインの運用状況を把握するとともに、指導・支援を実施しています。
- ・子会社取締役向けに経営陣の役割・責務、コンプライアンス、リスクマネジメント等に係る教育を実施しています。
- ・当社及び子会社が連携して、子会社における内部統制の有効性の確認を目的とした内部監査を実施しています。また監査実施時に、子会社取締役に対し、グループ内での不備事例を踏まえた内部統制教育を実施しています。
- ・現地での監査に加え、ウェブ会議システムを活用した監査活動を実施するとともに、グループ内で監査活動の進捗管理を共有・活用するためのシステム導入を進めるなど、引き続き、関係部門と連携して一層の適正かつ効率的な監査活動の促進を図っています。

- ・国内子会社では、当社幹部社員が監査役に就任して監査活動を行うとともに、内部統制委員会における統制課題の共有、審議など各社が自主的な内部統制の取り組みを進めており、各社の経営状況等と併せて定期的に当社経営陣へ報告しています。海外子会社では、現地の役員、内部監査部門と当社の役員、主管部門及び内部監査部門等が参加する監査委員会を開催して内部統制に関する取り組みの審議や意見交換を行っています。また、子会社における監査体制や内部統制機能の整備を目的とした指導・支援を行うなど、子会社の内部統制及びリスクマネジメント体制の更なる強化に向けた取り組みを実施しています。
- ・当社及び子会社においては、チェックリストを用いて内部統制の運用状況についての自己診断を行い、主体的に統制上の不備を把握するとともに是正活動を実施しています。また、内部監査部門が必要な改善を提言するとともに、新たなリスクをチェックリストに適宜、反映しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

- ・監査等委員会は、当社グループを取巻く経営環境やグループガバナンスの状況を踏まえて、監査方針・重点施策を策定し、年間計画に沿って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査しています。
 なお、内部統制システムの運用状況に関しては、監査計画に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、主要部門長及び関係会社経営者との対話や国内外の関係会社への往査を行うとともに、会計監査人及び内部監査部門等との連携を図りながら、当社グループ全体の状況を網羅的かつ効果的に把握・確認し、その結果を取締役会で報告しています。
- ・監査等委員（常勤）は、監査環境の整備を行いながら、経営会議やリスク・コンプライアンス委員会、品質委員会など重要会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等との情報・意見交換を通じて、当社グループにおける事業リスクやガバナンス・内部統制上のリスク・課題に関する情報を収集し、監査等委員会で共有しています。
- ・監査等委員である社外取締役は、監査等委員（常勤）から得た情報並びに取締役会における重要戦略のリスク・課題に関する審議及び定期的な取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行報告をもとに、独立した立場から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査しています。
- ・監査等委員は、取締役会での定期的な報告を通じてリスク・コンプライアンス委員会での審議状況を確認しています。また、監査等委員（常勤）は、ホットラインの通報状況などについて報告を受けており、把握したリスク・課題や対応状況を監査等委員会で共有しています。
- ・監査等委員（常勤）は、当社グループにおけるガバナンスや内部統制の状況を把握するために、国内子会社（主に大会社）の監査役と定期的に情報交換を行うなど連携を図っています。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	百万円 283,957	百万円 263,007	百万円 875,629	百万円 △1,873	百万円 1,420,720	百万円 77,407	百万円 135
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△37,812		△37,812		
親会社株主に帰属する 当期純利益			114,079		114,079		
自己株式の取得				△2	△2		
自己株式の処分		52		299	351		
土地再評価差額金の取崩			△262		△262		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△35,032	169
連結会計年度中の変動額合計	-	52	76,005	297	76,354	△35,032	169
当 期 末 残 高	283,957	263,059	951,634	△1,576	1,497,074	42,375	304

	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 145,099	百万円 55,394	百万円 38,830	百万円 316,865	百万円 471	百万円 19,322	百万円 1,757,378
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△37,812
親会社株主に帰属する 当期純利益							114,079
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							351
土地再評価差額金の取崩							△262
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,640	12,942	1,904	△21,657	△73	△1,973	△23,703
連結会計年度中の変動額合計	△1,640	12,942	1,904	△21,657	△73	△1,973	52,651
当 期 末 残 高	143,459	68,336	40,734	295,208	398	17,349	1,810,029

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

71社

(2) 主要な連結子会社の名称

マツダモーターオブアメリカ, Inc.

マツダカナダ, Inc.

マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.

マツダモーターヨーロッパGmbH

マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.

マツダモーターズ(ドイツランド)GmbH

マツダモーターズUK Ltd.

マツダオーストラリアPty.Ltd.

マツダ(中国)企業管理有限公司

マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.

マツダパワートレインマニファクチャリング(タイランド)
Co., Ltd.

(株)関東マツダ

東海マツダ販売(株)

(株)関西マツダ

(株)九州マツダ

マツダパーツ(株)

倉敷化工(株)

マツダロジスティクス(株)

マツダ中販(株) 他

(3) 連結の範囲の変更

新規1社マツダビジネスパートナー(株)

異動の理由は、新規設立によるものです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

20社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

オートアライアンス(タイランド)Co., Ltd.

長安マツダ汽車有限公司

長安マツダエンジン有限公司

マツダトヨタマニュファクチャリングUSA, Inc.

トーヨーエイテック(株)

マツダクレジット(株) 他

(3) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由

(株)広島東洋カーブ 他

当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等21社であり、決算日は主として12月31日であります。

決算日が連結決算日と異なる会社のうち、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等7社については、連結計算書類の作成にあたり、仮決算に基づく計算書類を使用しております。残りの14社については、連結計算書類の作成にあたり、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価基準によっております。

②デリバティブ取引

主として時価法によっております。

- ③棚卸資産 通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (2) 重要な固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産 主として定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。
- ②無形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
また、国際財務報告基準及び米国会計基準を適用している在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」及び米国会計基準ASU2016-02号を適用し、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込及び求償見込を加味して計上しております。
- ③生産終了損失引当金 特定の製品について、当初の計画から生産終了時期を早期化したことに伴う取引先への補償などに備えるため、当連結会計年度末における発生見込額を計上しております。
- ④環境規制関連引当金 環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当連結会計年度末における発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、自動車及び同部品の製造、販売、並びにメンテナンスサービス等を主な事業としております。製品の販売については、製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。この移転は、通常、顧客と合意した場所において製品を引渡しした時点で行われます。メンテナンスサービス等については、製品の引渡しとは別個の履行義務として取り扱います。メンテナンス等個別サービスの提供の場合は、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、コネクティッドサービス等継続的サービスの提供の場合は、時の経過による履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり、それぞれ収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いております。契約の対価の総額は、すべての製品及びサービスに、それらの独立販売価格に基づき配分しております。この独立販売価格は、類似する製品若しくはサービスの販売価格、又はその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

当社グループでは、販売店に対して、販売促進策に基づいて算定された販売奨励金を支給しており、これは一般的に当社グループから販売店への値引きに該当します。この販売奨励金は、対象となる製品を販売店に引渡しした時点で認識する収益から控除しております。製品の販売等一時点で認識する収益に係る対価は収益を認識した時点から、継続的サービスの提供等一定期間で認識する収益に係る対価はサービスの提供開始の時点から、それぞれ30日以内に支払いを受けており、重要な支払い条件はありません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間
帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処
理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は
負債の本邦通貨への換算
基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- | | |
|---------------------------------|--|
| (7) 重要なヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。 |
| (8) のれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。 |
| (9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 | |
| ①資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 | 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。 |
| ②米国会計基準におけるオペレーティング・リースに係る資産の表示 | 米国会計基準におけるオペレーティング・リースに係る資産は、有形固定資産のリース資産に含めて表示しております。 |

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識した収益であり、顧客との契約以外から生じた収益に重要性はありません。当連結会計年度における、当社グループの売上高を、製品の販売及びメンテナンスサービス等の一時点で認識する収益と、継続的なサービスの提供の一定期間にわたり認識する収益との、収益認識の時期別及び外部顧客の所在地別に分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	日本	北米	欧州	その他の地域	計
収益認識の時期					
一時点で認識する収益	936,426	2,756,101	729,782	573,895	4,996,204
一定期間にわたり認識する収益	1,460	19,213	1,657	359	22,689
計	937,886	2,775,314	731,439	574,254	5,018,893

2. 収益を理解する基礎情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当連結会計年度における、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権(期首残高)

受取手形 3,451百万円

売掛金 159,975百万円

顧客との契約から生じた債権(期末残高)

受取手形 3,028百万円

売掛金 145,811百万円

契約負債(期首残高)

その他の流動負債 108,057百万円

契約負債(期末残高)

その他の流動負債 119,572百万円

(*) 契約負債の主な内容は、製品の販売等に係る前受金及びコネクティッドサービス等に係る繰延収益です。当連結会計年度において収益として認識された額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、41,311百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、次のとおりであります。

1年以内 31,094百万円

1年超 60,021百万円

計 91,115百万円

なお、上記の表には、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更)

従来、環境規制関連引当金については、その全額を固定負債に表示しておりましたが、当連結会計年度において1年内に発生が見込まれる金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、その見込み額を流動負債に表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

61,093百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異等に対して、将来の課税所得を見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で計上しております。

当該見積りについては、経営状況の悪化などにより回収が出来ないと判断された場合には、評価性引当額の計上などにより、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の額が減額され、税金費用が発生する可能性があります。

なお、繰延税金資産の回収可能性については、翌連結会計年度において、米国政府による追加関税の影響が一定期間継続する仮定のもと、回収可能性の判断を行っております。

追加関税の影響が長期化するなどにより、仮定に重要な変更が生じた場合には、繰延税金資産の額が減額される可能性があります。

2. 製品保証引当金

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

製品保証引当金

179,854百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い発生する修理費用（一般保証）、及びリコールやサービスキャンペーンなど法令等に従い発生する修理費用（リコール等）について、将来の発生見込額を合理的に見積もり、製品保証引当金に計上しております。また、製品保証引当金の見積りには、仕入先に対する補償請求により回収できる金額の見積りも反映しております。

上記のうち、一般保証は、過去の発生状況を基に、主要な市場毎に台当り修理単価を算出し、保証対象台数を乗じて見積り計上しております。また、リコール等は発生毎に、部品代及び工賃等を含む修理単価を算出し、保証対象見込台数を乗じて見積り計上しております。仕入先への求償見込額については、不具合の発生要因となる分析を行い、技

術的な責任の所在や仕入先の支払能力、仕入先との交渉状況等に基づき、求償見込率を設定のうえ算出しております。

ここで、リコール等に係る台当り修理単価、保証対象見込台数及び求償見込率の見積りで使用している仮定は、将来の不確実性を伴う経営者の判断を含んでおります。したがって、これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、製品保証引当金の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産	
商品及び製品	461,346百万円
仕掛品	169,254百万円
原材料及び貯蔵品	28,557百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,419,602百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）	
建物及び構築物	88,742百万円
機械装置及び運搬具	212,608百万円
工具、器具及び備品	55,527百万円
土地	226,589百万円
棚卸資産	181,063百万円
その他	209,869百万円
計	<u>974,398百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	21,969百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,477百万円
計	<u>24,446百万円</u>
4. 保証債務等	
金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等	
欧州地域自動車ディーラー	19,323百万円
その他	22百万円
計	<u>19,345百万円</u>

5. 当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 53,675百万円

連結損益計算書に関する注記

生産終了損失引当金繰入額

当社は、特定地域への製品について、需要の急速な鈍化に伴う販売の減少、今後の規制強化や商品計画の見直しなどに伴い、当初の計画よりも生産終了時期を早期化する決定を行いました。当該製品で使用する部品の一部は、他の製品への転用が難しいことから、取引先への補償などを生産終了損失引当金に計上したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 631,803,979株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	22,053百万円	35円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	15,759百万円	25円	2024年9月30日	2024年12月2日

(注)2024年6月25日開催の定時株主総会決議による1株当たり配当額35円には、特別配当5円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,911百万円	30円	2025年3月31日	2025年6月26日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 454,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行などにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	206,000	206,000	－
(2) 投資有価証券	120,617	120,617	－
(3) 長期貸付金 (*2)	18,471	18,677	206
(4) 社債	125,000	122,997	△2,003
(5) 長期借入金	529,467	519,536	△9,931
(6) リース債務	36,232	35,673	△559
(7) デリバティブ取引 (*3)	56	56	－

- (※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額15百万円）を控除して表示しております。また連結貸借対照表では流動資産のその他に含まれている1年以内に返済される長期貸付金（連結貸借対照表計上額18,140百万円）も含めて表示しております。
- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は△で示しております。
- (※4) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,419百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額148,295百万円）は、市場価格がないため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。
- (※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は732百万円です。

3. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券

信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

株式等は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1に分類しております。一方、転換社債型新株予約権付社債の時価の算定方法は、外部の評価専門家から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、元利金の合計を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格（日本証券業協会が定める公社債店頭売買参考統計値）を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 長期借入金、及び (6) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(7) デリバティブ取引

為替予約の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,843円31銭
1 株当たり当期純利益	181円00銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	180円87銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	百万円 283,957	百万円 193,847	百万円 73,729	百万円 509,578	百万円 △1,868	百万円 1,059,243
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△37,812		△37,812
当期純利益				60,132		60,132
自己株式の取得					△2	△2
自己株式の処分			52		299	351
土地再評価差額金の取崩				△262		△262
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	52	22,058	297	22,407
当 期 末 残 高	283,957	193,847	73,781	531,636	△1,571	1,081,650

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	百万円 76,083	百万円 24	百万円 145,099	百万円 221,206	百万円 471	百万円 1,280,920
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△37,812
当期純利益						60,132
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						351
土地再評価差額金の取崩						△262
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△35,124	△24	△1,640	△36,788	△73	△36,861
事業年度中の変動額合計	△35,124	△24	△1,640	△36,788	△73	△14,454
当 期 末 残 高	40,959	-	143,459	184,418	398	1,266,466

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価基準によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価基準によっております。

(2) デリバティブ取引

主として時価法によっております。

(3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込及び求償見込を加味して計上しております。

(3) 生産終了損失引当金

特定の製品について、当初の計画から生産終了時期を早期化したことに伴う取引先への補償などに備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しております。

(4) 環境規制関連引当金

環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、自動車及び同部品の製造、販売、並びにコネクティッドサービス等の提供を主な事業としております。製品の販売については、製品に対する支配が移転した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。この移転は、通常、顧客と合意した場所において顧客に製品を引渡した時点で行われます。コネクティッドサービス等の提供は、製品の引渡しとは別個の履行義務として取り扱い、時の経過による履行義務の進捗に応じて一定期間で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いております。契約の対価の総額は、すべての製品及びサービスに、それらの独立販売価格に基づき配分しております。この独立販売価格は、類似する製品の販売価格若しくはサービスの販売価格、又はその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

当社では、販売店に対して、販売促進策に基づいて算定された販売奨励金を支給しており、これは一般的に当社から販売店への値引きに該当します。この販売奨励金は、対象となる製品を販売店に引渡した時点で認識する収益から控除しております。

製品の販売に係る対価は、通常、収益を認識した時点から、サービスの提供に係る対価は、サービスの提供開始の時点から、それぞれ30日以内に支払いを受けており、重要な支払い条件はありません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。 |
| (2) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 | 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用」

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

従来、環境規制関連引当金については、その全額を固定負債に表示しておりましたが、当事業年度において1年以内に発生が見込まれる金額の重要性が増したため、当事業年度より、その見込み額を流動負債に表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 33,891百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

2. 製品保証引当金

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金 150,354百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 製品保証引当金」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	943,137百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	365,292百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	635百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	264,491百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債務	2,943百万円
6. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）	
建物	57,539百万円
構築物	6,235百万円
機械及び装置	160,616百万円
工具、器具及び備品	14,322百万円
土地	163,127百万円
計	<u>401,839百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,000百万円
7. 保証債務等	
金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等	
(株)関東マツダ	2,120百万円
(株)南九州マツダ	1,900百万円
(株)東北マツダ	400百万円
その他	22百万円
計	<u>4,442百万円</u>
8. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。	
再評価を行った年月日	2001年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	53,675百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	3,051,614百万円
仕入高	792,731百万円
販売費及び一般管理費	85,190百万円
営業取引以外の取引	46,640百万円

2. 生産終了損失引当金繰入額

当社は、特定地域への製品について、需要の急速な鈍化に伴う販売の減少、今後の規制強化や商品計画の見直しなどに伴い、当初の計画よりも生産終了時期を早期化する決定を行いました。当該製品で使用する部品の一部は、他の製品への転用が難しいことから、取引先への補償などを生産終了損失引当金に計上したものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,447,244株
------	------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券等評価損	47,510百万円
製品保証引当金	46,795百万円
未払費用等	24,785百万円
退職給付引当金	19,580百万円
環境規制関連引当金	18,120百万円
棚卸資産等	11,315百万円
未払賞与	6,873百万円
関係会社事業損失引当金	2,712百万円
その他	15,998百万円
繰延税金資産小計	193,688百万円
評価性引当額	△125,427百万円
繰延税金資産合計	68,261百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△18,709百万円
前払年金費用	△15,613百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△48百万円
繰延税金負債合計	△34,370百万円
繰延税金資産の純額	33,891百万円
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金資産	482百万円
評価性引当額	△482百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	△66,246百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△66,246百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し、計算しております。

この変更により、当事業年度において、法人税等調整額が217百万円、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は320百万円、その他有価証券評価差額金が537百万円それぞれ減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額が1,902百万円増加し、土地再評価差額金の金額が同額減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	1,388,511	売掛金	120,702
				資金の一括管 理による預入 又は貸付 (注2)	67,564	預り金	124,204
子会社	マツダモーター ロジスティクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	474,606	売掛金	62,724
関連 会社	マツダトヨタマニユフ アクチャリング USA, Inc.	所有 直接50%	役員の派遣	資金の貸付 (注3)	208,816	貸付金	39,812
				資金の回収	229,482		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件を勘案して決定しております。

(注2) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定
しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,008円49銭
1 株当たり当期純利益	95円41銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	95円34銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。